労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、上松輸送株式会社から、全日本建設交運一般労働組合関東支部上松分会が賃金引上げ等の要求に関して行う争議行為に対抗して、平成22年３月10日以降、同組合の組合員が従事する全職場（埼玉県及び東京都）において、作業所閉鎖を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成22年３月９日

厚生労働大臣　長妻　　昭

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、通信産業労働組合から、賃金引上げ等の要求に関して、平成22年３月17日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、福岡県、熊本県及び大分県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成22年３月９日

厚生労働大臣　長妻　　昭

別表

北海道	東日本電信電話株式会社及び株式会社ＮＴＴ東日本―北海道
青森県	株式会社ＮＴＴファシリティーズ東北、株式会社エヌ・ティ・ティエムイー及び株式会社ＮＴＴ東日本―青森
岩手県	株式会社ＮＴＴファシリティーズ東北、株式会社エヌ・ティ・ティエムイー及び株式会社ＮＴＴ東日本―岩手
宮城県	株式会社ＮＴＴファシリティーズ東北、株式会社エヌ・ティ・ティエムイー及び株式会社ＮＴＴ東日本―宮城
秋田県	株式会社エヌ・ティ・ティエムイー及び株式会社ＮＴＴ東日本―秋田
山形県	株式会社エヌ・ティ・ティエムイー及び株式会社ＮＴＴ東日本―山形
福島県	株式会社ＮＴＴ東日本―福島
群馬県	株式会社エヌ・ティ・ティエムイー
埼玉県	東日本電信電話株式会社、株式会社ＮＴＴファシリティーズ中央、株式会社エヌ・ティ・ティエムイー及び株式会社ＮＴＴ東日本―埼玉
千葉県	東日本電信電話株式会社及び株式会社ＮＴＴ東日本―千葉
東京都	東日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社ＮＴＴデータ、株式会社ＮＴＴファシリティーズ、株式会社エヌ・ティ・ティエムイー、株式会社ＮＴＴ東日本―東京東、株式会社ＮＴＴ東日本―東京西、株式会社ＮＴＴ東日本―東京北、株式会社ＮＴＴ東日本―東京中央及び株式会社ＮＴＴ東日本―東京南
神奈川県	東日本電信電話株式会社及び株式会社ＮＴＴ東日本―神奈川
新潟県	株式会社ＮＴＴ東日本―新潟
富山県	株式会社ＮＴＴ西日本―北陸
石川県	西日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティマーケティングアクト及び株式会社ＮＴＴ西日本―北陸
山梨県	東日本電信電話株式会社
長野県	株式会社ＮＴＴ東日本―長野
岐阜県	西日本電信電話株式会社、株式会社ＮＴＴファシリティーズ東海及び株式会社エヌ・ティ・ティマーケティングアクト
静岡県	西日本電信電話株式会社、株式会社ＮＴＴファシリティーズ東海、株式会社ＮＴＴ西日本―ホームテクノ東海及び株式会社エヌ・ティ・ティマーケティングアクト
愛知県	西日本電信電話株式会社、株式会社ＮＴＴファシリティーズ、株式会社ＮＴＴファシリティーズ東海、株式会社エヌ・ティ・ティネオメイト、株式会社エヌ・ティ・ティマーケティングアクト及び株式会社ＮＴＴ西日本―東海
三重県	株式会社エヌ・ティ・ティネオメイト
滋賀県	西日本電信電話株式会社
京都府	西日本電信電話株式会社、株式会社ＮＴＴファシリティーズ関西、株式会社エヌ・ティ・ティネオメイト及び株式会社ＮＴＴ西日本―みやこ
大阪府	西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社ＮＴＴファシリティーズ、株式会社ＮＴＴファシリティーズ関西、株式会社エヌ・ティ・ティネオメイト、株式会社ＮＴＴ西日本―ホームテクノ関西、株式会社エヌ・ティ・ティマーケティングアクト及び株式会社ＮＴＴ西日本―関西
兵庫県	西日本電信電話株式会社、株式会社ＮＴＴファシリティーズ関西、株式会社エヌ・ティ・ティネオメイト、株式会社ＮＴＴ西日本―ホームテクノ関西及び株式会社ＮＴＴ西日本―兵庫
広島県	株式会社ＮＴＴ西日本―ホームテクノ中国、株式会社エヌ・ティ・ティマーケティングアクト及び株式会社ＮＴＴ西日本―中国
山口県	株式会社ＮＴＴファシリティーズ中国
徳島県	株式会社エヌ・ティ・ティマーケティングアクト
愛媛県	株式会社エヌ・ティ・ティネオメイト及び株式会社ＮＴＴ西日本―四国
福岡県	西日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティネオメイト、株式会社エヌ・ティ・ティマーケティングアクト及び株式会社ＮＴＴ西日本―九州
熊本県	西日本電信電話株式会社及び株式会社ＮＴＴファシリティーズ九州
大分県	株式会社ＮＴＴファシリティーズ、株式会社エヌ・ティ・ティネオメイト及び株式会社ＮＴＴ西日本―九州

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、全国電力関連産業労働組合総連合から賃金引上げ等の要求に関して、平成22年３月12日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（全国）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成22年３月９日

厚生労働大臣　長妻　　昭

別表

北海道	北海道電力株式会社
青森県	東北電力株式会社及び東京電力株式会社
岩手県	東北電力株式会社
宮城県	東北電力株式会社
秋田県	東北電力株式会社
山形県	東北電力株式会社
福島県	東北電力株式会社及び東京電力株式会社
茨城県	東京電力株式会社及び日本原子力発電株式会社
栃木県	東京電力株式会社
群馬県	東京電力株式会社
埼玉県	東京電力株式会社
千葉県	東京電力株式会社
東京都	北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力株式会社、中部電力株式会社、北陸電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社、沖縄電力株式会社及び日本原子力発電株式会社
神奈川県	東京電力株式会社
新潟県	東北電力株式会社、東京電力株式会社及び中部電力株式会社
富山県	北陸電力株式会社及び関西電力株式会社
石川県	北陸電力株式会社
福井県	北陸電力株式会社、関西電力株式会社及び日本原子力発電株式会社
山梨県	東京電力株式会社
長野県	東京電力株式会社、中部電力株式会社及び関西電力株式会社
岐阜県	中部電力株式会社、北陸電力株式会社及び関西電力株式会社
静岡県	東京電力株式会社及び中部電力株式会社
愛知県	中部電力株式会社及び関西電力株式会社
三重県	中部電力株式会社及び関西電力株式会社
滋賀県	関西電力株式会社
京都府	関西電力株式会社
大阪府	関西電力株式会社
兵庫県	関西電力株式会社
奈良県	関西電力株式会社
和歌山県	関西電力株式会社
鳥取県	中国電力株式会社
島根県	中国電力株式会社
岡山県	中国電力株式会社
広島県	中国電力株式会社
山口県	中国電力株式会社
徳島県	四国電力株式会社
香川県	中国電力株式会社及び四国電力株式会社
愛媛県	四国電力株式会社
高知県	四国電力株式会社
福岡県	九州電力株式会社
佐賀県	九州電力株式会社
長崎県	九州電力株式会社
熊本県	九州電力株式会社
大分県	九州電力株式会社
宮崎県	九州電力株式会社
鹿児島県	九州電力株式会社
沖縄県	沖縄電力株式会社